平成２５年（再イ）第２号

沖縄県石垣市字宮良972番地10　コートオーシャンビュー403号

再生債務者　原田　欣弘

1　決議に付する再生計画案　平成26年２月17日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月19日まで

平成26年２月19日　那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（再イ）第１０６号

京都府宇治市伊勢田町南山21番地の２　自衛隊官舎Ｄ棟15号

再生債務者　延吉　　学

1　決議に付する再生計画案　平成26年２月７日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月20日まで

平成26年２月20日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再ロ）第１２号

京都府八幡市男山八望１番地―Ｃ１―305

再生債務者　淺村　光男

1　決議に付する再生計画案　平成26年２月６日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月20日まで

平成26年２月20日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第９１号

埼玉県川越市中台２丁目11番地５

再生債務者　松本　　護

1　決議に付する再生計画案　平成26年２月20日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月24日まで

平成26年２月20日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１８号

新潟県長岡市上除町甲1624番地28

再生債務者　齋木　太郎

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月31日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月３日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月12日まで

平成26年２月19日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２５年（再イ）第２４号

鹿児島県鹿児島市平川町3188番地

再生債務者　山下なおみ

1　決議に付する再生計画案　平成26年１月14日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月20日まで

平成26年２月20日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

愛知県小牧市郷中２丁目138番地　パークサイドハヤシＢ棟107号

再生債務者　野村　幸重

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月19日から平成26年３月26日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第１０００８号

神奈川県大和市福田26―30

再生債務者　小林　宏彰

1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月18日まで

4　一般異議申述期間　平成26年４月１日から平成26年４月22日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第５号

大阪市淀川区新高６丁目１番14号1002号

再生債務者　堀川　克也

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月19日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月24日から平成26年４月７日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第４号

大阪府四條畷市南野１―１―23ソレイユ南野601、住民票上の住所大阪府枚方市長尾家具町１―13―26

再生債務者　馬場まり子

1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年３月25日まで

4　一般異議申述期間　平成26年３月28日から平成26年４月11日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

群馬県太田市安良岡町314番地12

再生債務者　六本木康志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月20日

前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第５号

埼玉県草加市瀬崎４丁目８番８号

再生債務者　寺内　和清

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月19日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再ロ）第１００５１号

東京都港区北青山１―６―３―311

再生債務者　伊藤きくえ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第４号

静岡市駿河区西島838番地の１

再生債務者　滝川　　正

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年２月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年２月20日

静岡地方裁判所民事第２部

官公庁の会社

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）会社設立後決算期未到来のため確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十一日

掲載頁　一二六頁（号外第一三二号）

平成二十六年二月二十八日

仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

（甲）株式会社ＥＬライフ・パートナーズ

代表取締役　高橋　吉彦

仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

（乙）株式会社オフィスライフサービス

代表取締役　濵倉　義昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.toppan.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月五日

掲載頁　八十二頁（号外第一四六号）

平成二十六年二月二十八日

東京都台東区台東一丁目五番一号

（甲）凸版印刷株式会社

代表取締役社長　金子　眞吾

東京都台東区台東一丁目五番一号

（乙）株式会社トッパンシステムソリューションズ

代表取締役社長　井上　英雄